

株 主 各 位

証券コード6077
平成29年3月1日

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
アクア堂島東館

株式会社N・フィールド

代表取締役社長 高木 三愛

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日直前の営業時間の終了時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年3月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第14期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員以外の取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nfield.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した計算書類は、本招集ご通知及び添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。

◎紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nfield.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

平成28年1月1日から

平成28年12月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策を背景に雇用や所得環境の改善傾向が続くなか、総じて緩やかな回復傾向で推移しております。しかしながら一方で、英国のEU離脱問題、中国をはじめとする新興国や資源国等の景気下振れリスクによる国内経済への影響も懸念されるため、依然として先行きは不透明な状況にあります。

わが国の医療環境につきましては、社会保障費の低減等を主な目的として、施設から在宅へのシフトを推進し、診療報酬改定による誘導や医療と介護の連携、地域単位でのケア等を進められると予測されます。

こうしたなか、当社の主要事業である精神科訪問看護事業を取り巻く環境につきましては、引き続き精神障害者の医療の確保や退院促進に関する改革が進められており、在宅医療へのシフトはより鮮明になっております。

このような環境のなか、当社は拠点数拡大を図っており、当事業年度において事業所39拠点、営業所21拠点の新規開設、加えて11営業所の事業所への形態変更を実施し、当事業年度末の拠点数は117事業所、42営業所の計159拠点、46都道府県への進出を果たしました。また、引き続き積極的な採用活動による看護師確保、教育プログラムの充実、マネジメント層への研修に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は6,089,989千円（前事業年度比1,738,395千円増）、営業利益486,863千円（前事業年度比28,634千円減）、経常利益488,893千円（前事業年度比2,350千円増）、当期純利益250,717千円（前事業年度比13,611千円減）となりました。

【居宅事業部門】

当事業年度における居宅事業部門の売上高の合計は6,089,989千円（前事業年度4,351,594千円）となり、1,738,395千円増加（前事業年度比39.9%増）しました。

内訳として、訪問看護の売上高は、事業所及び営業所の新規開設、また、既存の事業所及び営業所における人員増等により訪問実績が上がった結果、5,684,228千円で前事業年度比1,674,696千円の増収となりました。

賃貸事業（住宅支援）の売上高は、仲介業務が堅調に推移したこと及びよりスムーズな退院支援サービスの提供を行うことを目的として購入しました自社物件の賃貸収入等により、405,761千円で前事業年度比73,008千円の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資に該当する事項はございませんでした。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はございませんでした。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第11期 自平成25年1月1日 至平成25年12月31日	第12期 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日	第13期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第14期 (当事業年度) 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
売 上 高	1,887,743	3,023,800	4,351,594	6,089,989
経 常 利 益	178,084	443,855	486,543	488,893
当 期 純 利 益	189,568	231,326	264,329	250,717
1株当たり当期純利益(円)	19.33	17.86	20.06	19.26
総 資 産	1,109,926	2,200,017	2,484,018	2,778,782
純 資 産	828,628	1,445,563	1,709,892	1,697,989

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は平成25年6月17日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
3. 当社は平成26年5月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
4. 当社は平成26年10月24日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

a. 人材の確保と社員育成

当社の利用者数の継続的な伸びに加え、47都道府県に拠点を設置するという目的に向け、積極的な事業所及び営業所の開設を実施し事業を拡大している中、看護師の適時適切な採用及び配置が課題となっております。また、当該サービスのクオリティ（看護の質）に対する要求も高まってきているところから、優秀な人材の確保及び人材の育成も重要な課題であると認識しております。

訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対して、訪問看護の経験が長い社員によるOJT（職場内実地研修）の実施及び定期的な管理職へのマネジメント研修を行うなど教育プログラムの充実を図っており、当社事業への理解を含め、更なる個々人のスキルアップを目的とした施策を積極的に行っております。安定した看護師の確保及びクオリティの高いサービス提供を行うことにより、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

b. 内部管理体制の強化

当社は、47都道府県での拠点設置を目指し、新規開設による事業所及び営業所の展開速度を上げ、事業を拡大しております。そのような状況の中においても、安定的に事業を拡大していくためには、社員1人1人の意識向上及び内部管理体制の更なる強化が必要不可欠であると考えております。そのために、内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理をはじめとしたコンプライアンス体制の更なる充実に取り組んでおります。

c. 事業展開に伴う課題

居宅事業部門につきましては、当社ブランド「訪問看護ステーション デューン」を展開する訪問看護事業を中心事業としており、加えて、退院支援として住居確保をサポートする住宅支援事業を行っております。また、「人権擁護」「社会復帰」を推進することを資格とする精神保健福祉士を構成メンバーとして、退院前から関わり、地域生活への移行をスムーズにする地域医療連携部を設けており、この3つが相互に連携し、利用者のための最適な訪問看護サービスを提供することを第一義として、事業所及び営業所の展開及び運営を行っております。

近年、社会の医療ニーズの高まりから訪問看護事業は制度の普及が図られ、業界全体として全国の事業所数は急速に増加しております。その中で当社のように精神疾患に特化した対応を行う事業所は、医療業界でも必要であると認識されつつも、まだまだ認知度が低い状況である点が課題となっております。弊社としましては、引き続き医療機関及び行政機関と連携を図りながら、地道な取り組みにより当社事業内容の理解と浸透を図ってまいります。

今後更に当社の事業所及び営業所を順次展開し、各地域に密着した運営を行うことにより、訪問看護在宅医療の認識の向上にも資することができ、更には当社事業の拡大にもつながるものと考えております。

(6) 主要な事業内容

事業	主要な内容
住宅事業部門	(訪問看護) 訪問看護ステーションの運営
	(住宅支援) 不動産賃貸物件紹介 転貸借(サブリース) 物件管理 自社物件への入居斡旋

(7) 主要な営業所

①本社 大阪市北区堂島浜1丁目4-4
アクア堂島東館4階

②支店 北海道支店 札幌市白石区菊水八条2丁目2-13
東京支店 新宿区西新宿2丁目6-1 新宿住友ビル38階
大阪支店 大阪市城東区天王田10-30
福岡支店 福岡市中央区天神2丁目14-8 福岡天神センタービル10階

③訪問看護ステーション 都道府県別事業所数 (() 内は営業所(出張所)数)

北海道	3	静岡県	1	長野県	1	岡山県	3 (1)	大分県	2
青森県	1	埼玉県	9	岐阜県	1	鳥取県	1	佐賀県	1
福島県	1	栃木県	1	愛知県	4 (1)	島根県	1	長崎県	1
岩手県	1	山梨県	1	三重県	1	広島県	4	熊本県	3
秋田県	1	群馬県	1	大阪府	16 (9)	山口県	1	宮崎県	3
山形県	1	神奈川県	2 (1)	兵庫県	3	徳島県	1	鹿児島県	2
宮城県	1 (1)	新潟県	1	和歌山県	1	香川県	1		
東京都	13 (27)	石川県	1	奈良県	2	高知県	1		
千葉県	5 (2)	富山県	1	京都府	4	愛媛県	1		
茨城県	1	福井県	1	滋賀県	1	福岡県	10	合計	117 (42)

④住宅支援

大阪府	住宅支援部 大阪営業所	東京都	住宅支援部 東京営業所
北海道	住宅支援部 札幌営業所	岡山県	住宅支援部 岡山営業所
宮城県	住宅支援部 仙台営業所	福岡県	住宅支援部 福岡営業所

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
902名	331名増

- (注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数にはパート等61名を含んでおります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	246,944千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,210,000株
- (3) 株主数 7,481名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,853,500株	14.26%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	940,000株	7.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	871,100株	6.70%
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	601,400株	4.63%
株式会社K. mコーポレーション	600,000株	4.62%
野 口 和 輝	598,700株	4.61%
株式会社プロパティ	524,000株	4.03%
株式会社K・カンパニー	500,000株	3.85%
野村信託銀行株式会社（投信口）	438,600株	3.38%
THE BANK OF NEW YORK 133522	293,100株	2.26%

（注）持株比率は、自己株式（216,300株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	20個
保有人数 監査等委員以外の取締役 監査等委員である取締役	6名 0名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。</p> <p>②本新株予約権者は、下記 (a) 及び (b) に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%</p> <p>(b) 平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%</p> <p>③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。</p> <p>④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p>

- (注) 平成26年4月3日開催の取締役会決議により平成26年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年9月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 木 三 愛	
専 務 取 締 役	檜 垣 慎 司	
常 務 取 締 役	久 保 明	管理本部長
常 務 取 締 役	又 吉 弘 章	居宅事業本部長
取 締 役	安 松 大 輔	居宅事業本部 北海道支店長
取 締 役	牧 美由里	居宅事業本部 東京支店長
取 締 役	植 田 知恵子	居宅事業本部 大阪支店長
取 締 役	向 井 博 之	居宅事業本部 関東Vエリア担当
取 締 役	宮 崎 和 彦	管理本部 財務経理部長
取 締 役	市 川 伸 二	管理本部 総務部長
取 締 役	吉 田 秀 樹	居宅事業本部 福岡支店長
取 締 役	古 賀 直 久	住宅支援部長
取 締 役	鈴 木 智英子	内部監査室長
取締役（監査等委員）	平 田 精 作	
取締役（監査等委員）	前 野 博	前野博税理士事務所 税理士
取締役（監査等委員）	大 野 芳 弘	司法書士大野芳弘事務所 司法書士

- (注) 1. 取締役平田精作氏、前野博氏及び大野芳弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、平田精作氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役前野博氏及び大野芳弘氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員前野博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

平成28年3月25日開催の第13期定時株主総会において、檜垣慎司、吉田秀樹、又吉弘章、古賀直久、鈴木智英子の各氏が新たに監査等委員以外の取締役に選任され、また、平田精作、前野博、大野芳弘の各氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

平成28年3月25日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって、野口和輝、古郷優子、田中浩一、北村充永、谷岡博、貝阿彌佳則の各氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平田精作、前野博、大野芳弘は、任期満了として監査役を退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定義に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての監査等委員である取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(監査等委員である取締役との責任限定契約)

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (監査等委員を除く)	19名	200,700千円
取 締 役 (監査等委員)	3名	11,000千円
監 査 役	3名	1,800千円
合 計	25名	213,500千円

- (注) 1. 監査役に対する報酬等の総額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の総額は、移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成28年3月25日開催の第13期定時株主総会の決議による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額500,000千円、監査等委員である取締役年額30,000千円であります。なお、監査等委員会設置会社移行前の役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役年額300,000千円、監査役年額20,000千円であります。
4. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役5名（うち監査等委員である取締役3名）、社外監査役2名の報酬の合計額は14,000千円であります。
5. 上記人数には、平成28年3月25日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	前 野 博	前野博税理士事務所	所長
取締役 (監査等委員)	大 野 芳 弘	司法書士大野芳弘事務所	所長

- (注) 1. 前野博税理士事務所との間に取引はありません。
2. 司法書士大野芳弘事務所との間に取引はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	平 田 精 作	監査等委員である取締役である平田精作氏は、社外取締役であり、当該事業年度開催の取締役会には18回中18回、監査役会には4回中4回、監査等委員会には10回中10回出席し、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べた上で、議決権を行使していません。
取締役 (監査等委員)	前 野 博	監査等委員である取締役である前野博氏は、社外取締役であり、当該事業年度開催の取締役会には18回中18回、監査役会には4回中4回、監査等委員会には10回中10回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使していません。(税理士資格保有)
取締役 (監査等委員)	大 野 芳 弘	監査等委員である取締役である大野芳弘氏は、社外取締役であり、当該事業年度開催の取締役会には18回中18回、監査役会には4回中4回、監査等委員会には10回中10回出席し、法務に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使していません。(司法書士資格保有)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会が有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意した理由は、過年度の監査計画の内容および報酬額の推移並びに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。
- ②コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築する。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。
- ⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。
- ⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規程の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。
- ②月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。
- ④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

- (7) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ①各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。
 - ②監査等委員会は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
 - ③監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。
 - ④監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。
- (8) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、監査等委員である取締役は、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的の実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,676,390	流動負債	904,012
現金及び預金	351,484	短期借入金	100,000
売掛金	1,218,098	1年内返済予定の長期借入金	16,704
貯蔵品	2,744	リース債務	8,252
前払費用	79,896	未払金	470,179
繰延税金資産	15,270	未払費用	12,415
その他	10,222	未払法人税等	130,555
貸倒引当金	△1,326	前受金	11,753
		預り金	124,297
固定資産	1,102,392	賞与引当金	19,306
有形固定資産	792,880	その他	10,548
建物	388,283	固定負債	176,780
車両運搬具	23	長期借入金	130,240
工具、器具及び備品	23,243	リース債務	4,273
土地	370,520	退職給付引当金	42,266
リース資産	10,809		
無形固定資産	106,537	負債合計	1,080,793
商標権	2,468	(純資産の部)	
ソフトウェア	29,153	株主資本	1,697,606
ソフトウェア仮勘定	74,915	資本金	731,950
投資その他の資産	202,973	資本剰余金	701,950
役員及び従業員に対する長期貸付金	7,034	資本準備金	701,950
長期前払費用	9,010	利益剰余金	463,655
差入保証金	162,928	利益準備金	200
繰延税金資産	12,955	その他利益剰余金	463,455
その他	11,045	繰越利益剰余金	463,455
		自己株式	△199,949
		新株予約権	382
		純資産合計	1,697,989
資産合計	2,778,782	負債・純資産合計	2,778,782

損益計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,089,989
売上原価	4,538,241
売上総利益	1,551,748
販売費及び一般管理費	1,064,884
営業利益	486,863
営業外収益	
受取利息	545
受取保険金	659
受取手数料	438
保険解約返戻金	4,382
営業外費用	
支払利息	2,932
自己株式取得費用	1,063
経常利益	488,893
特別利益	
固定資産売却益	2,273
自己新株予約権消却益	1,663
その他	33
特別損失	
固定資産除却損	6,296
税引前当期純利益	486,566
法人税、住民税及び事業税	239,590
法人税等調整額	△3,741
当期純利益	250,717

株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成28年1月1日残高	729,500	699,500	699,500	200
事業年度中の変動額				
新株の発行	2,450	2,450	2,450	
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	2,450	2,450	2,450	-
平成28年12月31日残高	731,950	701,950	701,950	200

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
平成28年1月1日残高	278,613	278,813	-	1,707,813	2,079	1,709,892
事業年度中の変動額						
新株の発行				4,900		4,900
剰余金の配当	△65,875	△65,875		△65,875		△65,875
当期純利益	250,717	250,717		250,717		250,717
自己株式の取得			△199,949	△199,949		△199,949
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△1,696	△1,696
事業年度中の変動額合計	184,842	184,842	△199,949	△10,207	△1,696	△11,903
平成28年12月31日残高	463,455	463,655	△199,949	1,697,606	382	1,697,989

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N・フィールドの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議を行い、全監査等委員同意の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

株式会社N・フィールド 監査等委員会

常勤監査等委員 平 田 精 作 ㊟

監 査 等 委 員 前 野 博 ㊟

監 査 等 委 員 大 野 芳 弘 ㊟

(注) 監査等委員3名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、今後の事業環境を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき5円 総額64,968,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月27日

第2号議案 監査等委員以外の取締役4名選任の件

監査等委員以外の取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たかき みつやす 高木 三愛 (昭和43年7月15日生)	昭和62年4月 株式会社たけでん入社 昭和63年2月 松本林業株式会社入社 平成15年11月 株式会社三愛ジャパン設立 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社入社 常務取締役就任 平成24年12月 代表取締役専務 管理本部長就任 平成28年3月 代表取締役社長就任（現任）	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	またよし ひろあき 又吉 弘章 (昭和46年11月4日生)	平成9年4月 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療 センター入職 平成23年4月 同機構 紫香楽病院入職 平成24年2月 当社入社 平成25年3月 居宅事業本部関西エリア部長 平成25年9月 執行役員就任 平成25年9月 執行役員居宅事業本部部長補佐 平成26年3月 取締役就任 平成26年3月 取締役居宅事業本部関西・中部・中国エリ ア担当 平成27年3月 取締役退任 平成27年3月 執行役員就任 平成27年3月 執行役員居宅事業本部 平成28年3月 取締役就任 平成28年3月 取締役居宅事業本部福岡支店長 平成28年5月 常務取締役居宅事業本部福岡支店長就任 平成28年7月 常務取締役居宅事業本部長 (現任)	一株
3	くぼ あきら 久保 明 (昭和44年5月10日生)	平成16年11月 株式会社JCLバイオアッセイ入社 平成20年6月 同社 取締役就任 平成25年6月 同社 取締役退任 平成25年6月 当社入社 管理本部総務部長 平成25年12月 経営企画室長 平成26年3月 執行役員就任 平成26年3月 執行役員経営企画室長 平成27年3月 取締役就任 平成27年3月 取締役経営企画室長兼レセプト管理部長 平成28年3月 常務取締役経営企画室長就任 平成28年7月 常務取締役管理本部長 (現任)	一株
4	よしだ ひでき 吉田 秀樹 (昭和55年1月29日生)	平成20年9月 独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 平成26年3月 当社入社 平成26年12月 居宅事業本部関東東エリア部長 平成27年12月 執行役員就任 平成27年12月 執行役員居宅事業本部九州Ⅲエリア部長 平成28年3月 取締役就任 平成28年3月 取締役居宅事業本部九州Ⅱエリア担当 平成28年7月 取締役居宅事業本部福岡支店長 (現任)	一株

- (注) 1. 当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、各候補者を
取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

第3号議案 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成28年3月25日開催の第13期定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は13名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「監査等委員以外取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、取締役を兼務しない執行役員または使用人を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、取締役を兼務しない執行役員または使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

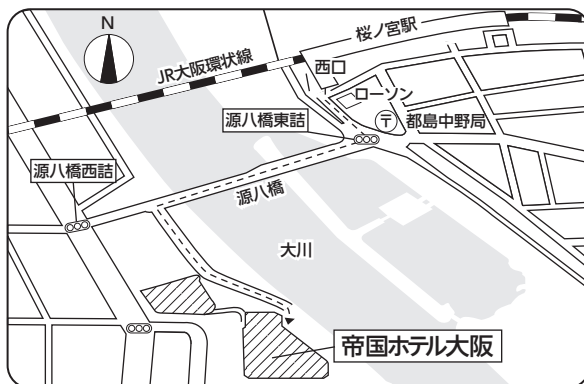
（注）当社の監査等委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、譲渡制限付株式の付与のための報酬決定議案は適切であるとの意見を有しています。

以 上

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間

大阪市北区天満橋1丁目8番50号 TEL 大阪 (06)6881-1111



- 〔交通〕 ○JR大阪環状線「桜ノ宮駅」西口出口から 徒歩約5分
○JR東西線「大阪天満宮駅」1番出口から 徒歩約10分
○地下鉄堺筋線・谷町線「南森町駅」3番出口から 徒歩約12分
○地下鉄堺筋線「扇町駅」4番出口から 徒歩約10分
- 《お願い》 勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。